公益財団法人昭瀝記念財団

　代表理事　濱本　博司　殿

受領書

私は、　　　　年　　　　月から　　　　年　　　　月までの3ヶ月分の奨学金として、下記の金員を受領いたしました。

　なお、受領日現在、貴財団の奨学金の休止、停止及び廃止事由のいずれにも該当しないことを申し添えます。

記

１．金　　　　　 　　　　　　　　　　円

以上

受領日

　　　　　　　年　　　　月　　　　日

学校名

学部、学科

学年

現住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

公益財団法人昭瀝記念財団奨学金規程より抜粋

（奨学金の返還）

1. この法人は、第12条又は第14条に該当する場合において、当該奨学生に故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、当該奨学生に給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

（奨学金の休止及び停止）

1. 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは奨学金の給付を休止する。
2. 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の給付を停止する。

（奨学金の廃止）

1. 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長等の意見を徴して奨学金の給付を廃止する。
2. 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
3. 学業成績又は操行が不良となったとき。
4. 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
5. 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
6. 在学大学で処分を受け学籍を失ったとき。
7. その他奨学生としての資格を失ったとき。